

2023年3月28日

「知的財産推進計画2023」の策定に向けた意見

公益社団法人日本芸能実演家団体協議会
実演家著作隣接権センター

<要旨>

著作隣接権による実演の保護と公正な利用を実現する仕組みとして、「公衆への伝達に係る権利の見直し(レコード演奏・伝達に係る権利の導入)」、「私的録音録画におけるクリエイターへの適切な対価還元」、「視聴覚的実演に係る経済的権利の見直し」及び「バリューギャップ問題の解消に向けた検討」に積極的に取り組むべきである。

<全文>

2020年に始まった新型コロナウイルス感染症拡大は、エンタテインメント業界に大きな影響を与えた。ようやく収束の兆しが見えつつあるものの、3年に亘る新型コロナウイルス感染症拡大は、歌手や演奏家、俳優など実演家をはじめ、エンタテインメント業界に携わるすべての関係者に対して、甚大な経済的損失を与え、回復に至るまでには、まだ、道半ばの状況にあると言える。

他方、デジタル・ネットワーク技術の進展により、メタバースにおける利用など多種多様な実演の利用が拡大している。このような中で、実演家及び権利者にとって、著作隣接権による実演の保護と公正な利用を実現する仕組みは、益々重要なものとなっており、政府として次の取組みを積極的に進めるべきである。

①公衆への伝達に係る権利の見直し(レコード演奏・伝達に係る権利の導入)

我が国の著作権法は、ローマ条約12条およびWIPO実演・レコード条約15条に定める公衆への伝達に係る権利の適用を一部留保し、レコードに固定された実演を公衆に聞かせるなどの行為について、実演家に権利を認めていない。

作詞家・作曲家など音楽の著作者には、演奏権が認められているものの、実演家およびレコード製作者には、このような権利が与えられてないため、レコード演奏・伝達から衡平な対価が還元されていない。欧州をはじめとする先進国だけではなく、韓国をはじめ、アジア諸国においてもレコード演奏・伝達に係る権利が実演家およびレコード製作者に認められており、我が国は国際的な潮流から取り残されている状況にある。

また、文化審議会著作権分科会「著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会」

が、2020(令和2)年2月に取りまとめた『「放送コンテンツのインターネット上での同時配信等に係る権利処理の円滑化(著作隣接権に関する制度の在り方を含む)」に関する基本的な考え方(審議経過報告)』でも、いわゆる「レコード演奏権」は、公衆への伝達に関わる権利の取扱いという点では放送コンテンツのインターネット上での同時配信等と共通性があるものの、関係する事業者が大きく異なることから、別途、今後の取扱いを検討することが適当である、としている。

したがって、我が国が文化芸術立国を掲げながら、国際的な潮流から取り残されている状況下にあるという問題の深刻さを認識し、レコード演奏・伝達に係る権利の導入に向けて、直ちに検討すべきである。

②私的録音録画におけるクリエイターへの適切な対価還元

私的録音録画補償金制度見直しの問題は、文化審議会著作権分科会における議論をはじめ、2003(平成15)年7月の『知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画』(以下『知的財産推進計画』という)に取り上げられて以降、毎年、知的財産推進計画に掲げられているものの、補償金制度は形骸化したままの状況が続いている。

このような中、文化審議会著作権分科会における結論を受けて、関係省庁間での協議が進められた結果、2022(令和4)年10月にはブルーレイディスクレコーダーおよびブルーレイディスクを私的録画補償金の対象とする政令改正が成立した。形骸化した補償金制度を見直す第一歩として評価するとともに、私的録画補償金の徴収分配が早期に再開されることを希望する。

しかしながら、我が国では私的複製に関して広範な権利制限規定を有しているにも関わらず、依然として、デジタル方式による私的複製から生じる不利益を補償するための私的録音録画補償金制度は形骸化し、機能不全に陥ったままの状態にある。

現行の私的録音録画補償金制度が対象として想定している私的複製の蓋然性が高い機器等を対象とする政令改正を引き続き行うとともに、現行制度ではカバーできていないクリエイターへの対価還元を実現するために、新たな補償金制度の設計について、空白を生ずることなく早期に結論を得て、必要な措置を講じるべきである。

③視聴覚的実演に係る経済的権利の見直し

映画は、劇場上映にはじまり、パッケージ化、放送、インターネット配信など利用範囲は拡大している。さらには、Netflix や Amazon などの巨大プラットフォームによる、インターネットで公開される映像作品も数多く登場している。

視聴覚的実演に関する国際秩序に目を向けると、2020(令和2)年に発効した『視聴覚的実演に関する北京条約』(以下『北京条約』という)では、視聴覚的固定物に固定された実

演に関して複製、譲渡、貸与、利用可能化並びに放送及び公衆への伝達に係る経済的権利を付与している。

知的財産推進計画などにおいて「コンテンツビジネスの振興」が国家戦略のひとつとして掲げられて久しいものの、映画のコンテンツの創造に多大なる貢献をしている俳優などの実演家に対しては、十分な経済的権利が付与されていない状況にある。例えば、我が国の著作権法では、劇場用映画がパッケージ化され販売されたり、放送やインターネットで利用されたりしても、実演家に対して権利が認められていない。

実演家をはじめとするクリエイターへの適切な対価還元を実現する法的基盤を持たなければ、コンテンツビジネスの振興は実現できない。視聴覚的実演に関する新たな国際秩序をもたらす北京条約の発効も契機としつつ、改めて創作者保護の観点から、我が国における視聴覚的実演に係る経済的権利の見直しについて検討すべきである。

④バリューギャップ問題の解消に向けた検討

デジタルトランスフォーメーション(DX)時代において、実演家の活動を取り巻く環境は著しく変化しているものの、実演家がコンテンツの創造、ひいては文化芸術の担い手の中心にあることに何ら変わりはなく、実演家の権利が保護され、良質なコンテンツの創造サイクルが守られる仕組みをつくる必要がある。

とりわけ、YouTubeのようなユーザー・アップロード型ストリーミングが音楽から得ている収益と音楽業界、すなわち権利者に還元される利益との不均衡について、いわゆる「バリューギャップ」が、国際的にも問題視されている。

欧州では、2019年に「デジタル単一市場における著作権指令」が採択され、ユーザー・アップロード型ストリーミングサービス事業者の著作権法上の責任を明確にするとともに、著作者や実演家への適切な対価還元が確保されるよう、EU加盟国に求めている。この指令にあわせ、EU加盟国での国内法化も進められている。

また、2021(令和3)年7月「デジタルトランスフォーメーション(DX)時代に対応した著作権制度・政策の在り方について」諮問等を受けて、文化審議会著作権分科会「基本政策小委員会」における審議事項にも掲げられ、デジタルプラットフォーム・サービス事業者とクリエイターの間の「バリューギャップ」の問題について調査研究などが進められているところである。

このような「バリューギャップ」の問題の解消に向けて、諸外国(特にEU各国)の最新動向にも注視しつつ、積極的に検討を進めるべきである。

以上